関西自然保護機構会報（18）29－36，1989

大阪の自然保護運動の研究[1)2)]

本　多　俊　之
（社団法人・大阪自然環境保全協会）

1．はじめに

この報告は，過去20年間に大阪を中心に行われた自然保護運動の経緯をあとづけることにより，その経験に学び，今後の自然保護の方法を考えることを目的としたものである。

今回取り上げた事例は，資料などの都合により府下及びその周辺で行われた運動の全部を網羅する事はできず，ほんの数例にとどまった。また，これらの事例の多くは，直接または間接的に（社）大阪自然環境保全協会が関わったものであり，極力客観的に取り扱うように心がけたが，多少とも身びいきが出る場合があり，この点ご容赦いただきたい。

2．大阪およびその周辺における自然保護運動の事例紹介

この報告において検討する大阪における自然保護運動の年代は，大阪南港の野鳥を守る会が発足した1969年から1988年の前半期までのおよそ20年間とした。

この発足の順に従って，大阪における自然保護運動の事例紹介を行いたい。

（1）大阪南港の野鳥を守る会

1927年に立案された大阪港第２次修築計画に基ずき，旧住吉区平林南之町地先を埋め立てる工事が行われたが，戦時体制の進行に伴い中断されたままになっていた。これが南港埋め立て地の始まりである。工事中断により地盤が沈下し，戦後すぐの時期には干潟状の土地となり，野鳥愛好家からは「住吉潟」とよばれるシギ，チドリなどの野鳥の絶好の観察地となっていた。

1958年再び造成工事が開始されたが，埋め立てには「サンドパイプ工法」という海底の土砂を汲み上げる方法を採用したので，次から次へと疑似干潟が造成され，野鳥の渡来地は沖へと移って行った。

しかし，いずれは工事の完了とともに野鳥の渡来地が無くなることを懸念した野鳥の会有志は，野鳥の渡来地の確保をめざして，1969年１月に「大阪の南港の野鳥を守る会」を結成した。

同会は結成後，最初大阪市公園部に対し，「大阪南港の野鳥の中継基地を保存するための」陳情書を「野鳥自然公園の試案」をつけて提出した。ただし，公園部はこの問題の担当部局ではなく，以後も現在も担当局は港湾局である。

陳情書提出後，さらに，大きく市民の声を盛り上げて大阪市を動かそうということで街頭署名運動に取り組んだ。署名は8,300名分集まり，同年６月に市長及び，市議会宛て陳情書が提出され，７月議会で趣旨採択となった。

しかし，この段階で大阪市としての野鳥園の具体像はまだ描かれておらず，以後の同会の主要活動は野鳥園計画案をめぐる港湾局との交渉，一般市民向けの普及活動となった。野鳥園の計画づくりは，日本最初のサンクチュアリが北海道に開設される（1981年）以前のことでもあり，全

1）関西自然保護機構業績第74号
2）この研究には，関西自然保護機構の昭和62年度研究助成金を使用した。

く手探りの中行われたといってもよい。しかし，同会スタッフの中に土質工学者がいたことが幸いし，公園の設計に対して積極的な提言を行うことができた。しかし，港湾局に対する要求は必ずしもスムーズには通じなかったようである。また，東京の大井野鳥園のように地元住民による運動を目指したが，地元にできた団地の住民の中に野鳥園設置を求める運動組織はできなかった。

野鳥園は曲折のうち1978年に着工し，1983年９月南港埋め立て地北地区の先端に19haの面積で開園した。現在は（社）大阪自然環境保全協会からの指導員（大阪市港湾局の外郭団体，（財）大阪港開発技術協会よりの委託による）と野鳥の会のボランティアによって観察指導，調査などがおこなわれている。レンジャーはまだ配置されていない。

野鳥園の開設により一応の目的を達成した同会は1984年に解散したが，この会は大阪でも最初の自然保護団体といわれ，この団体が母体となって，「淀川の自然を守る会」「関西自然を守る会（のち自然を返せ／関西市民連合に発展）」などの団体が生まれ，関西における自然保護運動の火付け役となった。

（２）甲子園浜の埋め立てを考える会

浜甲子園は現在，1.8kmではあるが，砂浜，磯，干潟と海岸の３要素がそろった阪神間唯一の海岸である。特に，干潟の部分は野鳥の渡来地としても有名である。かつては，阪神間有数の海水浴場として知られていたが，1955年以後海水汚濁がひどくなり，1965年には甲子園浜，香枦園浜の海水浴が禁止された。加えて，1967年には運輸省港湾審議会で大阪港開発計画が決定され，さらに1971年西宮市沖の埋め立て計画案が発表された。

この計画が発表されるやいなや，この埋め立てが生活環境と自然環境の破壊をもたらすことが明らかであるにもかかわらず，地元住民になんの相談もなく計画決定がおこなわれていたことに住民は驚き，特に，高速道路が校舎の上を跨ぐ予定の地元南甲子園小学校ＰＴＡを中心とした地元住民は，計画反対の署名運動及び陳情活動に取組んだ。翌1972年11月には，南甲子園小学校，校区内８町会，３団体，３ＰＴＡで構成される「甲子園埋立公害対策委員会」が結成された。

この段階での主要な要求事項は，①今までの高度経済成長政策のもとで住民の生活環境等を無視して作られた計画を根本から再検討し，②計画の実施が環境に及ぼす影響について科学的調査をまず十分行い，住民の納得を得ること，③その間工事を中止すること，④現在の港湾を拡張しないこと，⑤野鳥の干潟をふくめ砂浜など生きている海を守ること，⑥埋め立ては防災を兼ねるという計画ではなく，埋め立てときりはなして高潮など海岸防災対策をすること，などが掲げられている。

この結果，1973年３月県議会において工事を一時中止，再検討することが決まった。

一方，「埋め立てによる公害の反対」と、埋め立ての理由の一つであり，一部住民には埋め立て反対を躊躇させる理由ともなっている「高潮災害の防止」とを両立させ，より強力な運動を展開させるために，1975年10月にＰＴＡの主婦を中心に「甲子園浜の埋め立てを考える会」が結成された。

1975年12月になって，市対策が発表された。これは沖に離島方式で埋め立てを行い，水路の中に海岸を残そうというものだが，離島の埋め立て地には41haの下水処理場の計画が盛り込まれた。この下水処理場計画は埋め立て面積を合理化するものであり，その後，高潮防災とともに埋め立て促進の根拠とされた。

1976年５月には初めて，生物調査が取り組まれた。調査を指導した人によると，その調査結果は，当局，議員への説得力をもったのみならず，参加した人々の意識も向上させた。また，マス

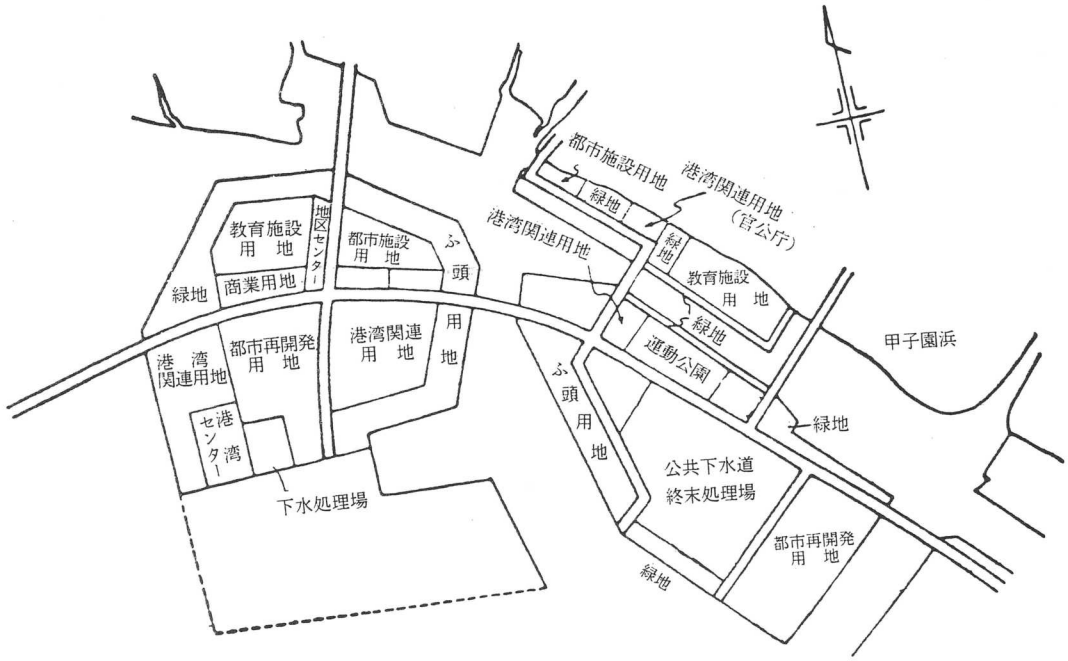


図１　尼崎・西宮・芦屋港港湾計画（1979年２月）

コミも興味をもって報道したので，地域の人に訴えかけることができたということである。

また，５月には国会で「鳥獣保護区指定」の請願が採択された。しかし，埋め立て反対運動は市対策をめぐって市庁舎での座り込みなど，より厳しい局面を迎えつつあった。結局，市対策は県に提出され，1977年２月，県港湾審議会で原案どおり採決され，行政の手続きはほぼ終了し，あとは司法に訴えるしかないという状況になった（図１）。

1978年10月行政不服審査が却下され，地裁に行政訴訟の提訴が行われた。

裁判は必ずしも，住民に有利では無かったようであるが，1983年和解が成立した。

（３）羽鷹池を守る会

羽鷹池は豊中市北部少路地区に位置し、上池・下池の二つ池（合計2.8ha）からなる。周辺は竹林，田畑に囲まれており，この問題で「羽鷹池」という場合，この周辺の田畑や池の小さな池を含む。なお，南側は中国道が走り，周辺ではマンション開発が盛んである。

1980年，豊中在住の生物愛好家で構成する豊中生物同好会は「羽鷹池周辺の自然保護について」という要望を豊中市長宛に提出した。要望は「少路１・２丁目の羽鷹池を中心に竹林・田畑を含む地域約24ha（当時少路高校は建っていない）は市内でただ１個所，最も自然な状態が保存されている所だから，ぜひそのままの形で残して欲しい」と提言し，市長からも前向きの返事をもらったとの事である。

しかし，1982年２月，豊中市はこの地区の北端に府立高校を造成し，その残土により羽鷹下池を埋め立て，公共用地とすることを企画し，臨時市議会で決定した。

同年３月上野丘自治会が「羽鷹下池の埋め立てに反対する緊急の陳情書」を提出した。豊中生物同好会も市長に抗議の面談をもとめた。４月「羽鷹池を守る会」が結成され，さっそく署名運

動に取り組み，再選間もない市長に署名（最終的に15,068名）とともに，要望書を提出した。その結果，羽鷹下池は一部が埋め立てられた段階で工事は中止され，高校用地の残土は現地で積み上げられた。

同会の報告によると，５月の面談で，市長は「羽鷹下池は埋めない」「周囲の民有地を買い上げて自然緑地公園として残す」という約束をしたとのことである。市議会議事録によると，市としては，羽鷹池周辺の土地は自然と市街地化を調和させた形で土地利用を図ることを目的とし，周辺の土地を公有地としたい意向はあり，区画整理方式をとる予定のようである。しかし，地元を刺激することはさけたいということもあり，土地の取得は難航しているようであり，自然公園計画も未定の状態である。

同会の保全目標は羽鷹上・下池を中心に少路１・２丁目の約20haが都市の中の生産緑地として保存されることである。

この地域の自然の保全のために，同会は1985年絵はがきを発行，また1986年には「羽鷹池の自然」というタイトルで自然環境の調査報告書を発行した。このように自然保護運動が継続される一方で，羽鷹池周辺私有地ではマンションの新規建設，モノレールの駅建設，及びそれにともなう道路建設などにより，池周辺の土地は少しずつ建築物に占められつつある（図２）。

（４）千里北公園競技場建設問題

千里北公園は，吹田市の北部，阪急千里駅の北側，北千里プールから大阪大学前にかけて位置

羽鷹池周辺略地図

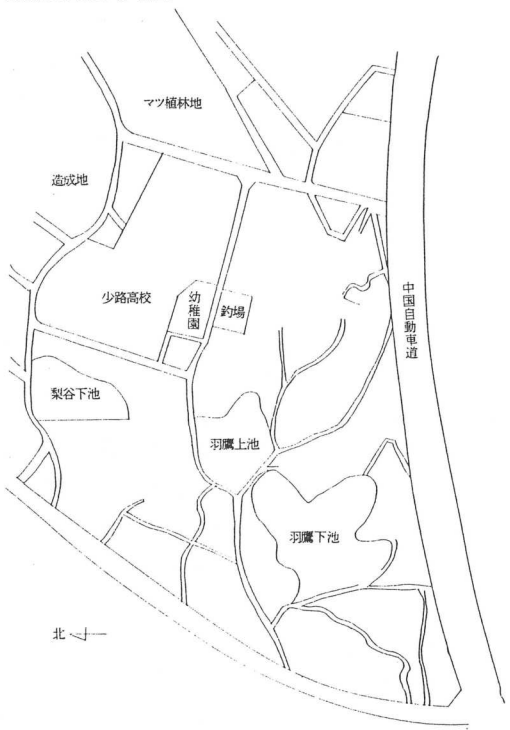


図２　羽鷹池周辺略図

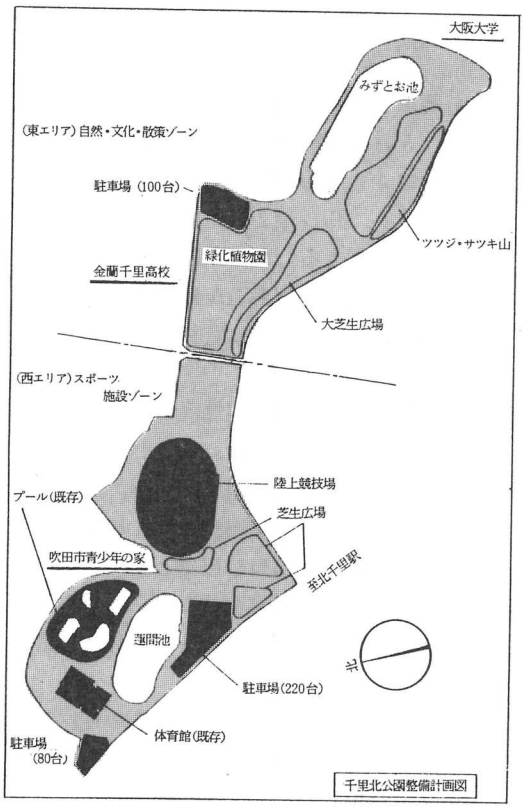


図３　千里北公園整備計画図

する面積30万１千平方メートルの総合公園である。既存施設としては体育館，プール，芝生広場などがある。1981年３月，「総額28億円をかけて，西エリアに9,000人収容の第３種競技場を（現状は芝生広場），東エリアを自然散策道，緑化植物園などからなる自然文化ゾーンに開発する計画」が市議会に上程され，新聞で発表された（図３）。

近隣自治会はここで初めて公園計画を知ったが，特に緑地を削って競技場，駐車場を建設することを問題視し，さっそく反対決議を行い，市に申し入れを行った。

地元自治会ではこれまで，体育館（西エリア内），隣接する国立循環器病センター，北千里高校の建設に際し，緑地破壊に反対を続け，そのつど「これ以上緑地を破壊しない」との約束をとりつけてきたという経緯がある。

市の建設委員会では住民との話し合いを条件として，千里北公園の整備が承認され，調査設計費も認められた。続いて，吹田市本会議でも承認された。

市と地元住民との話し合いでは，市は「建設を前提」、住民側は「競技場そのものの必要性からの論議」を基本に主張し，平行線で終った。結局1981年度は調査費を執行できずに終ったが，この問題は翌年にもちこされ，住民側は緑地を残す監査請求（２万４千名）を集め，結局調査設計費はとりさげられた。

（５）泉大津に野鳥園を作ろう会

泉大津市地先の助松埠頭は，1983年当時，工事が中断された状態にあり，50ha近い海水池と干潟が成立していた。ここに渡来するシギ・チドリを主体とした野鳥の保護を目的として発足したのが「泉大津に野鳥園をつくろう会」である。

すでに，1981年日本最初のサンクチュアリが北海道ウトナイ湖で開設され，野鳥保護のひとつのモデルが提示されたあとであり，泉大津にもサンクチュアリをつくろうということで，日本野鳥の会大阪支部も積極的に活動した。

しかし，この埋め立て地は関西新空港の貨物ターミナルを誘致するための候補地でもあり，運動は当初，必ずしもうまく進展しなかった。

さらに，1985年には埋め立て工事の進行により，事実上助松埠頭の野鳥渡来地が無くなってしまったため，野鳥観察会の開催地を大津川河口に移すなどの困難もあったが，５年間で62回に及ぶ観察会を開催するなど，担当者そして会員は粘り強い活動を続けた。「バードサンクチュアリ設置の要望」は1984年10月に日本野鳥の会によって行われてより後，毎年のように知事，及び府港湾局宛に行われた。その結果，1987年３月大阪府は泉北６区（助末埠頭）の国際総合物流センター構想を正式発表し，その中で先端の緑地（７ha）を「野鳥も憩える公園」とすることとした。

以後，同会は公園の具体的設計にむけて港湾局との勉強会を重ねている。

（６）サギ・コロニー問題

ここに述べるサギコロニーをめぐる３つの問題（図４）は３年間にわたって継続した問題であるが，相互の関連性については異論もあることをあらかじめ断わっておく。

（６－１）淀川中州サギコロニー

1983年６月日本野鳥の会大阪支部から（社）大阪自然環境保全協会に対し，大阪市東淀川区大道地先の淀川中州の柳の林に巣をつくっているサギの保護について協力の依頼が入った。

この中州というのはもともと河岸であったものが，最近の淀川改修工事によって河川敷が掘削されて孤立し，底部に構造物があるため，長く放置されたものであった。しかも，10年前は柳の

木もない裸地の状態で，野鳥生息地としては見過ごされたままになっていた。しかし，おそらく，流れ着いた木の根から芽生えたと思われる柳の木がここ数年の間に高さ数メートルに生長し，コロニーとして十分な条件を持つにいたった。そして，２，３年前からコロニーとしてサギが使うにいたったのである。

1983年，中州徹去の予算がついた近畿地建は徹去にかかるために柳の伐採を開始した。

６月に（社）大阪自然環境保全協会と野鳥の会の共同の要望書を提出するために，協会の代表が近畿地建を訪問したが，すでに，近畿地建はコロニーの調査をおこなっており，鳥に配慮した施業を行っているとのことであったが，様々な点で鳥の繁殖に影響が与えられた。特に，繁殖期にかかるような施業時期が選ばれたことには無理があった。

要望とマスコミ報道の効果があって，繁殖期が終るまで作業を延期させたが，年度内に中州は徹去された。

（６－２）摂津市住宅街のサギコロニー

1984年４月末，安威川ぞいで野鳥を観察していた大阪自然環境保全協会会員が摂津市浜町の住宅街の中にある屋敷林にゴイサギが群がっているのを発見した。すでに，ムクドリがねぐらとしていたが，同年２月ごろからゴイサギが集まり始め，コロニーとしての利用を始めていた。（社）大阪自然環境保全協会，及び日本野鳥の会大阪支部では，これは昨年淀川のコロニーを追い出されたものが移ってきたものと考えている。

このように住宅地の中にサギがコロニーを作れば，将来必ず住民との間にトラブルが起こると判断し，地元摂津市及び吹田市を通じて，地元自治会に連絡をとり，対策を話し合った。

「ゴイサギは保護鳥であり，巣の徹去には環境庁長官の許可がいる。ただし，周辺住民の生活が脅かされる現状にあっては，許容できる」との府の見解を考慮し，何回もの話し合いの結果，「すでに卵を産んでしまった鳥はしかたないが，それ以上サギが集まるのを防ぎ，悪臭や糞などの公害はみんなの協力で少しでも減らし，来年の営巣は未然に防ごう」ということで一致した。

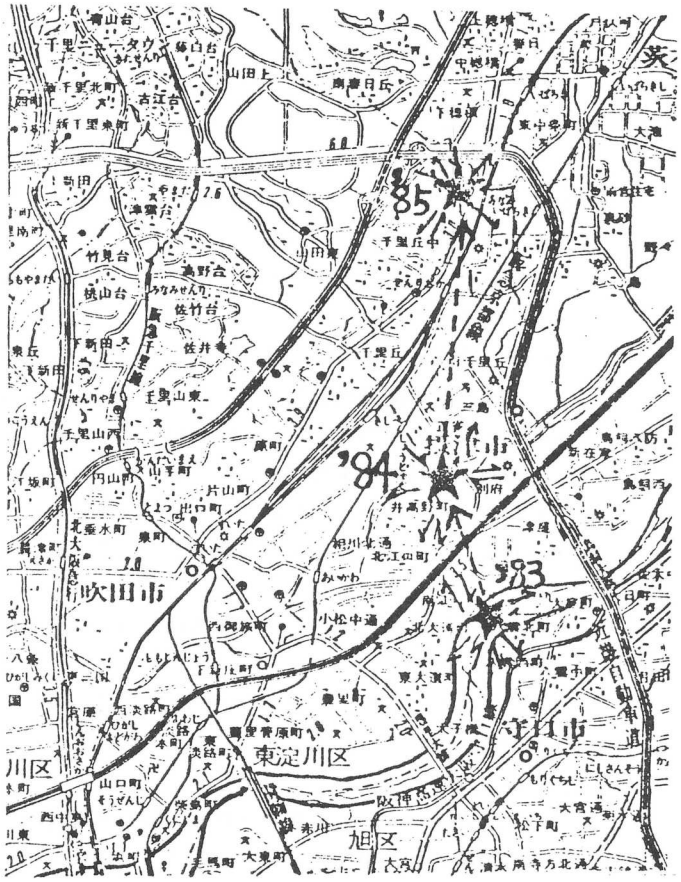


図４　サギコロニー位置図
'83 淀川　　'84 摂津市浜町　　'85 三保が池

調査の結果900羽のゴイサギ・コサギによって構成されたコロニーであり，すでに343巣の営巣が確認された。6～7月には住民と自然保護団体が協力して林内の清掃を行った。しかし，悪臭と鳴き声に対する苦情は絶えず，7月には大阪府緑の環境整備室が現地調査し，爆音機，ラゾー・ミサイルなどによるサギの追い出しが行われた（図5）。

なお，この屋敷林は1987年には伐採され，売却された。

（6－3）三保が池のサギ

1985年4月末，日本野鳥の会大阪支部会員が茨木市と吹田市の境界にある三保が池でサギが集まり，繁殖を始めたのを発見した。今回は大阪府が早く動き，さっそく，ラゾーミサイルによる追い出しが行われ，サギは三保が池ぞいの林などに移動したが，すでに，一部では卵を孵し始めていたサギもいたようである。

3．運動の直面した主な問題点のまとめ

ここでは各々の運動が直面した問題点を抽出してみたい。

（1）計画段階で市民へ情報提供が不十分である。

いくつかの運動について市民が開発情報を知った時点を調べてみると，「1971年 兵庫県知事が埋め立て実施許可を与えて，市政ニュースなどで広報された時点（甲子園浜），「臨時市会で羽鷹下池の公用廃止と処分が決定され，その事実を一般市民は知らず，仮設道路工事などにて知る（羽鷹池）」，「新聞報道によって計画を知った（千里北公園）」など，一般市民が知るのは計画ができてからの事が多い。比較的早く知る事ができたケースは保護側の人間が地権者の関係者であったなどの特殊な場合であり，情報が閉鎖的であることに変わりはない。

これの原因としては，行政上の手続きが法規上全うされてはいても，地元住民からみると，必ずしも住民の意見が反映されるシステムになっていないためと考えられる。また，行政が市民要求の汲み上げをうまく行えば，トラブルを生まずに済むと考えられるケースも多いと思われる。

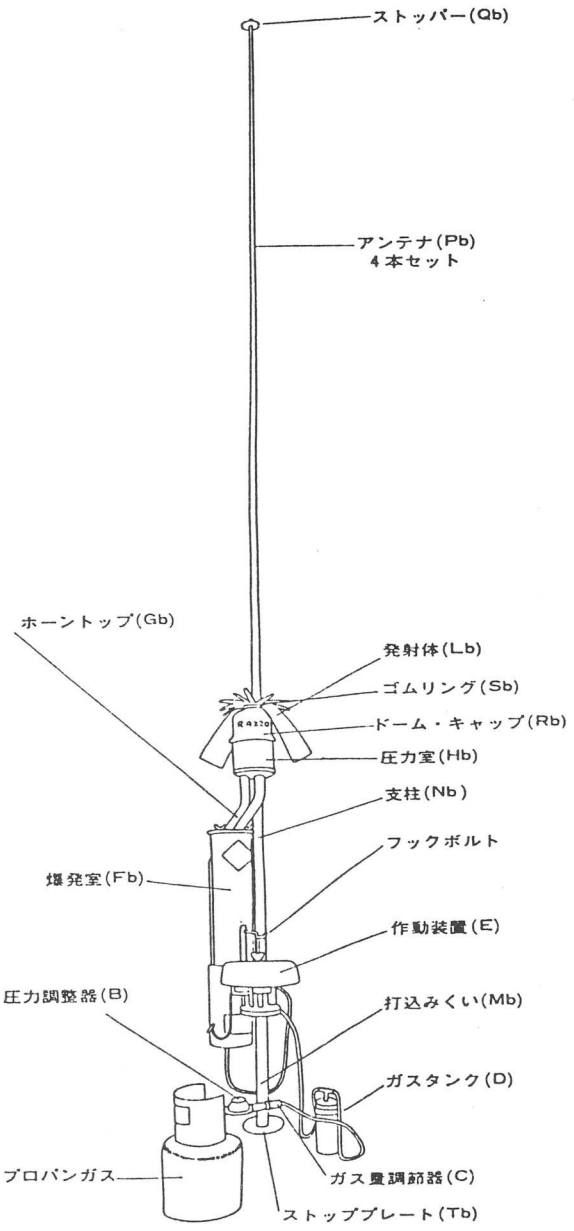


図5　ラゾーミサイル
爆音機に視覚効果を加えたもの

（2）土地の取得上困難がある。

南港野鳥園，千里北公園のように，公有地をめぐる問題については，ねばり強い運動を行えば成功するケースもみられるが，羽鷹池の問題のように私有地が対象となると，土地の取得上かなりの困難が生じる。

こういった問題に対するものとしては，都市緑地保全法などがあり，買取りの規定もあるが，大阪ではまだ運用されたことはない。また，こういった条例や法律を武器として運動をすすめている例は意外と少なく，これらの法律の存在はあまり一般市民に知られていないようである。

（3）甲子園浜の運動や千里北公園の運動のように，地域住民が運動の中心になったケースではねばり強い運動がつづけられるが，反対に，自然保護団体だけの自然保護活動は苦戦をしいられることが多い。いずれにせよ，粘りづよい運動が大事である。なお，自然保護団体側から地元住民に働きかけて，保護運動を組織化したケースは残念ながら，みあたらなかった。

（4）大阪はもともと低湿地の上に形成された土地であるが，そういった土地の生物は例えば，サギなどのように生息環境の保護があまり十分に行われていない。

（5）サギコロニーのように，地元住民が生物から被害を受けるケースであっても，行政との協力で地元住民にたいする十分な説得があれば，あるていど生物との共存が許容されることも可能である。

（6）羽鷹池での例のように，保護の対象となるべき自然の存在があらかじめ報告されていても，行政当局や一般市民から重要視されないことがある。

（7）羽鷹池の事例では対象となる自然がため池，農耕地，雑木林，アカマツ林など，古くから人為的に管理されてきた自然が対象である。こうした2次的な自然環境を対象とした運動としては，ここに事例紹介した以外にも，豊中市の安場池，堺市の大津池などのため池の保護問題，当協会の行っている里山保全キャンペーンなどがあるが，大阪の自然環境の大半が2次的な自然環境であることから，今後同じような事例はますます増えていくことと思われる。

特に，こうした自然をそのままの姿で維持していこうと思えば，管理が重要なテーマとなると考えられる。さらに，こうした2次的な自然の保護運動は，「自然保護とは手をつけないこと」という従来常識になっていたことをめぐって，新たな議論を提供することであろう。

＜文献リスト＞

大阪南港の野鳥を守る会．1985．大阪湾にシギ・チドリの楽園を．
東山直美．1979．地域闘争．(104)：14－17．
西宮甲子園浜埋立公害訴訟原告団．1978．甲子園浜．
甲子園浜の埋立を考える会発起人会．1975．甲子園浜の埋立を考える会趣意書．
羽鷹池を守る会．1986．とよなか羽鷹池の自然．
豊中市議会．1982．昭和57年7月臨時会豊中市議会議事録．
本多俊之．1982．都市と自然．(74)．
――― ．1983．都市と自然．(83)，(84)，(88)．
泉大津に野鳥園を作ろう会．1988．「泉大津に野鳥園を作ろう会」5年間のあゆみ．
栗谷　至．1983．都市と自然．(91)．
――― ．1983．観察会資料（未発表）

＊最後にお世話になった方々にお礼申し上げます。